

福県医発第1534号(地)
平成29年 9月 8日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

平成30年度医療に関する税制要望について

今般、日本医師会より「平成30年度医療に関する税制要望」をとりまとめた旨連絡がありましたのでお知らせします。

消費税対策では、社会保険診療報酬等に対する消費税について、現行の制度を前提として、診療報酬に上乗せされている仕入税額相当額を上回る仕入消費税額を負担している場合に、その超過額の還付が可能な税制上の措置を講ずること、また、その措置が施行されるまでの間、青色申告書を提出する法人または個人が、医療の質の向上または生産性の向上に資する一定の固定資産を取得し医療事業の用に供した場合には、10%の税額控除または即時償却を認めるとともに、登録免許税・不動産取得税等の特例措置を創設することなどが引き続き重点項目として要望されております。

つきましては、下記のとおりご送付申し上げますので、貴会におかれましても本件についてご下知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、自民党税制調査会正副会長・顧問・幹事名簿は、決まり次第追って送付されるることとなっておりますことを申し添えます。

記

- 平成30年度医療に関する税制要望(項目)
- 平成30年度医療に関する税制要望

【参考資料】

- ・平成30年度税制改正要望 = 重点項目 =
(説明用資料としてご活用ください。)
- ・平成30年度税制改正要望 = 重点項目 = (手持ち資料)
(『平成30年度税制改正要望 = 重点項目 =』を説明する際の手持ち資料として作成したもので、説明のポイントをまとめた【趣旨】を追加記載しています。)
- ・平成30年度税制改正 スケジュール見通し
- ・税制改正の協議プロセス

日医発第541号(年税31)

平成29年8月28日

都道府県医師会長 殿

公益社団法人日本医師会

会長 横倉 義武

平成30年度医療に関する税制要望について

標記の件を、とりまとめましたので、下記のとおりご送付申し上げます。

本会では、平成30年度税制改正について、状況に応じ、鋭意要望していく所存であります。

つきましては、貴会におかれましても、ご承知おき下さいますようお願い申し上げます。

なお、自民党税制調査会正副会長・顧問・幹事名簿は、決まり次第追ってご送付します。

記

- 平成30年度 医療に関する税制要望(項目)
- 平成30年度 医療に関する税制要望

【参考資料】

- ・平成30年度税制改正要望 =重点項目=
(説明用資料としてご活用ください。)
- ・平成30年度税制改正要望 =重点項目= (手持ち資料)
(『平成30年度税制改正要望 =重点項目=』を説明する際の手持ち資料として
作成したもので、説明のポイントをまとめた【趣旨】を追加記載しています。)
- ・平成30年度税制改正 スケジュール見通し
- ・税制改正の協議プロセス

平成30年度 医療に関する税制要望(項目)

平成29年8月

日本医師会

※重点項目は青で表示

(項目の一部のみ重点とする場合は、青で表示した部分が重点となる)

○医療経営

重点 1 ・ 消費税対策(1)

社会保険診療等に対する消費税について、現行の制度を前提として、診療報酬に上乗せされている仕入税額相当額を上回る仕入消費税額を負担している場合に、その超過額の還付が可能な税制上の措置を早急に講ずること。

— 消費税 —

重点 2 ・ 消費税対策(2)

消費税対策(1)の措置が施行されるまでの間、青色申告書を提出する法人または個人が、医療の質の向上または生産性の向上に資する一定の固定資産を取得し医療事業の用に供した場合には、10%の税額控除または即時償却を認めるとともに、登録免許税・不動産取得税等の特例措置を創設すること。

— 所得税・法人税・登録免許税・不動産取得税・固定資産税 —

重点 (一部) 3 ・ 医療を承継する時の相続税・贈与税制度をさらに改善すること。

- ①持分の定めのある医療法人に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度の創設。
- ②個人に係る医療承継資産の課税の特例制度の創設。
- ③出資の評価方法の改善。
- ④その他の措置。

— 相続税・贈与税 —

重点 4 ・ 社会保険診療報酬に対する事業税非課税存続。

— 事業税 —

重点 5 ・ 医療法人の事業税について特別法人としての軽減税率課税存続。

— 事業税 —

○勤務環境

- 重点 6** ・ 少子化対策及び、病院等に勤務する医療従事者の子育て支援並びに勤務環境を改善するため、下記の措置を講ずること。
- ①くるみん税制の適用期限を延長するとともに、拡充すること。
- ②ベビーシッター等の子育て支援のサービス利用に要する費用を、税制上の控除対象とする措置を講ずること。
- 所得税・法人税 —
- 重点 7** ・ 雇用促進税制の適用期限延長及び拡充。
- 所得税・法人税 —
- 重点 8** ・ 所得拡大促進税制の適用期限延長及び拡充。
- 所得税・法人税 —

○健康予防

- 重点 9** ・ たばこ税の税率引き上げ。
- たばこ税・地方たばこ税 —

○医療施設・設備

重点 10 ・ 中小医療機関の設備投資を支援するため、
器具備品及び建物附属設備についての
税制措置（特別償却若しくは税額控除）の拡充
又は新たな税制措置の創設。

－ 所得税・法人税 －

11 ・ 病院等の医療用機器に係る特別償却制度について、
中小企業投資促進税制と同等の措置が受けられるよう、
税額控除の導入、特別償却率の引き上げ、
適用対象となる取得価額の引き下げの措置を講ずること。

－ 所得税・法人税 －

12 ・ 環境関連投資促進税制の適用期限延長及び拡充。

－ 所得税・法人税 －

13 ・ 病院・診療所用の建物の耐用年数を短縮。

－ 所得税・法人税 －

14 ・ かかりつけ医機能及び在宅医療の推進に係る診療所の
固定資産税・不動産取得税に係る税制措置の創設。

－ 固定資産税・不動産取得税 －

15 ・ 医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る
税制上の特例措置創設。

－ 所得税・法人税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税 －

○その他

重点 16 ・ 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)存続。

— 所得税・法人税 —

17 ・ 公益法人等に関わる所要の税制措置。

(1) 医師会について

医師会が行う開放型病院等の固定資産税等非課税措置の恒久化、その他の措置。

(2) 公益法人等への課税強化を行わないこと。

(3) 一定の医療保健業を行う非営利型法人等に係る固定資産税等軽減措置及び公益目的事業として行う医療保健業に係る固定資産税等軽減措置。

— 所得税・法人税・相続税・登録免許税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税 —

平成30年度
医 療 に 関 す る 税 制 要 望

公益社団法人 日本医師会

平成29年8月

少子・高齢化の進展に伴い、医療・介護・福祉の充実は、国民の要望ですが、医師の不足や偏在による地域医療崩壊が懸念される中で、その必要性も一層強いものになっています。

しかし、医療環境の厳しさが増すなかで、医療や介護の提供は、自助努力にもかかわらず、医療経営は年々厳しくなっております。

国民が健康で文化的な生活を維持するために、質の高い医療や介護を安心して受けることができる医療提供体制の整備や、健康管理・予防面などについての環境づくりが求められています。そのためには、医療や介護を担う病院・診療所等が医療経営の安定を図り、業務や設備施設の一層の合理化、近代化を進め、医療関係職員の確保・育成など、確固とした経営基盤を整え継続できるものとする必要があります。

このため、税制面においては、法整備を含めて、現在の医療経営の健全化のため、さらに進んで医療経営の長期安定、再生産を可能とするための新しい医療の構築を図り、医師をはじめ医療従事者の自発的努力が一層発揮できるよう、また、国民の健康管理・予防などのため、平成30年度には次のような思い切った改革が行われるよう強く要望します。

【目次】

※重点項目は青で表示
(項目の一部のみ重点とする場合は、青で表示した部分が重点となる)

○医業経営

	・ 消費税対策(1) 社会保険診療等に対する消費税について、現行の制度を前提として、 診療報酬に上乗せされている仕入税額相当額を 上回る仕入消費税額を負担している場合に、 その超過額の還付が可能な税制上の措置を早急に講ずること。	...	1
重点	・ 消費税対策(2) 消費税対策(1)の措置が施行されるまでの間、 青色申告書を提出する法人または個人が、 医療の質の向上または生産性の向上に資する一定の固定資産を取得し 医療事業の用に供した場合には、 10%の税額控除または即時償却を認めるとともに、 登録免許税・不動産取得税等の特例措置を創設すること。	...	3
重点 (一部)	・ 医業を承継する時の相続税・贈与税制度をさらに改善すること。 ①持分の定めのある医療法人に係る相続税及び贈与税の 納税猶予制度の創設。 ②個人に係る医業承継資産の課税の特例制度の創設。 ③出資の評価方法の改善。 ④その他の措置。	...	4
重点	・ 社会保険診療報酬に対する事業税非課税存続。	...	6
重点	・ 医療法人の事業税について特別法人としての軽減税率課税存続。	...	6

○勤務環境

- ・ 少子化対策及び、病院等に勤務する医療従事者の子育て支援並びに勤務環境を改善するため、下記の措置を講ずること。

重点 ①くるみん税制の適用期限を延長するとともに、拡充すること。 … 7

②ベビーシッター等の子育て支援のサービス利用に要する費用を、
税制上の控除対象とする措置を講ずること。

重点 ・雇用促進税制の適用期限延長及び拡充。 … 9

重点 ・ 所得拡大促進税制の適用期限延長及び拡充。 … 10

○健康予防

重点 ・ たばこ税の税率引き上げ。 … 11

○医療施設・設備

重点 中小医療機関の設備投資を支援するため、器具備品及び建物附属設備についての税制措置（特別償却若しくは税額控除）の拡充又は新たな税制措置の創設。 … 12

・ 病院等の医療用機器に係る特別償却制度について、
中小企業投資促進税制と同等の措置が受けられるよう、
税額控除の導入、特別償却率の引き上げ、
適用対象となる取得価額の引き下げの措置を講ずること。

… 15

・ 環境関連投資促進税制の適用期限延長及び拡充。	…	16
・ 病院・診療所用の建物の耐用年数を短縮。	…	18
・ かかりつけ医機能及び在宅医療の推進に係る診療所の 固定資産税・不動産取得税に係る税制措置の創設。	…	18
・ 医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る 税制上の特例措置創設。	…	19

○その他

重点 ・ 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)存続。	…	20
・ 公益法人等に関わる所要の税制措置。		
(1) 医師会について		
・ 医師会が行う開放型病院等の固定資産税等非課税措置の恒久化、 その他の措置。	…	21
(2) 公益法人等への課税強化を行わないこと。		
(3) 一定の医療保健業を行う非営利型法人等に係る固定資産税等 軽減措置及び公益目的事業として行う医療保健業に係る固定資産税等 軽減措置。		

○ 医業経営

重点

・ 消費税対策(1)

社会保険診療等に対する消費税について、現行の制度を前提として、診療報酬に上乗せされている仕入税額相当額を上回る仕入消費税額を負担している場合に、その超過額の還付が可能な税制上の措置を早急に講ずること。

－ 消費税 －

社会保険診療や介護保険サービス（注 1）等に対する消費税は非課税とされているため、医療機関の仕入に係る消費税額（医薬品・医療材料・医療器具等の消費税額、病院用建物等の取得や業務委託に係る消費税額など）のうち、社会保険診療報酬等に対応する部分は仕入税額控除が適用されずに、医療機関が一旦負担し、その分は社会保険診療報酬等に反映して回収されることとされています。

（注 1）特別な食事、特別な居室、特別な浴槽装置など課税取引とされる介護保険サービスを除く。

しかし、この負担分は、消費税導入時においてもその後の税率引上げ（3%→5%）の際においても社会保険診療報酬に十分反映されたとはいえず、平成 26 年 4 月の税率引上げ（5%→8%）の際の診療報酬改定では税率引上げ対応分については適切な財源が補てんされたものの、従前の補てん不足は未解決のまま残されています。また、このようなマクロの補てん不足とは別に、個別の医療機関の仕入構成の違いに対応できる仕組みでないために、とりわけ設備投資を行う医療機関に大きな消費税負担が生じることも極めて切実な問題です。

平成 29 年度税制改正大綱（自民党・公明党）において、検討課題として、「医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率が 10%に引き上げられるまでに、医療機関の仕入税額の負担及び患者等の負担に十分配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、実態の正確な把握を行いつつ、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見、特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘等も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。」と記載されました。

上記要望は、医業の経営形態の差異に対応して控除対象外消費税の影響が異なることを踏まえ、現行の非課税制度を前提として、診療報酬に上乗せしたとされる仕入税額相当額を上回る仕入消費税額を負担している場合には、その超過額の税額控除（還付）を認める新たな制度の創設を求めるものです。これは、課税制度への変更が、政治情勢や国民的理解上で困難と認められることからみて、次善の策であると考えられます。課税制度変更によるいわゆる「引きはがし」の問題も発生しないで済み、高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘にも応えるものです。

以上のような制度については、租税理論の見地から問題視する向きもあるものと考えられ

ます。しかし、実額控除と概算控除が並存する制度については、例えば、給与所得者に対しては、概算経費といわれる給与所得控除制度が採用されているが（所得税法 28 条）、特別の通勤費用等の特定支出の額が当該給与所得控除額の 2 分の 1 を超えた場合に、その超過額の控除も認められていること（所得税法 57 条の 2）が参考になります。

（消費税法第 4 条、第 6 条、第 30 条、別表第一第六号、第七号イ、第八号）

重点

・ 消費税対策(2)

消費税対策(1)の措置が施行されるまでの間、青色申告書を提出する法人または個人が、医療の質の向上または生産性の向上に資する一定の固定資産を取得し医療事業の用に供した場合には、10%の税額控除または即時償却を認めるとともに、登録免許税・不動産取得税等の特例措置を創設すること。

－ 所得税・法人税・登録免許税・不動産取得税・固定資産税 －

消費税率10%引き上げが平成31年10月に延期され、平成30年度の社会保障財源の確保において様々な困難が予想される中で、医療機関の消費税負担、とりわけ設備投資による負担が一層深刻になると考えられます。この問題は医療機関にとって経営の根幹にかかわる問題です。

そこで、上記のとおり要望します。

※税額控除率、特別償却率は、中小企業経営強化税制の資本金等3,000万円以下等の中小企業者等に対する措置と同率

重点<(1)①～③>

- ・ 医業を承継する時の相続税・贈与税制度をさらに改善すること。
 - ①持分の定めのある医療法人に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度の創設。
 - ②個人に係る医業承継資産の課税特例制度の創設。
 - ③出資の評価方法の改善。
 - ④その他の措置。

－ 相続税・贈与税 －

相続税及び贈与税については、平成 14 年度改正で取引相場のない株式等についての相続税の課税価格減額措置の創設、平成 15 年度改正で相続時精算課税制度の創設、相続税・贈与税の税率構造の見直しなどの改善、平成 16 年度改正で取引相場のない株式等についての相続税の課税価格減額措置の上限金額が 3 億円から 10 億円に引き上げ、平成 19 年度改正で取引相場のない株式等について相続時精算課税制度の特例が創設されました。さらに、平成 20 年 10 月施行の「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」を踏まえ平成 21 年度改正で取引相場のない株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予制度が創設されることとなりました。ただし、相続時精算課税制度の特例と相続税及び贈与税の納税猶予制度については、医療法人は適用することができません。

しかし、地域医療を確保するには、医療機関の円滑な事業承継がさらに図られ、医業水準の維持向上が期待できるものであることが望ましいといえます。

したがって、相続税・贈与税制度については、さらに次の改善を行うよう要望します。

(1)医療法人

①持分の定めのある医療法人に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度の創設

中小企業基本法に定める中小企業者に対しては、取引相場のない株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予制度が設けられているが、持分の定めのある医療法人についても同様の制度を創設すること。この制度の創設を図るために、医療法の見直しを検討することも必要である。

なお、厚生労働省の平成 29 年度税制要望「地域に必要な医療を担う医療機関の事業の継続に関する税制の創設（相続税、贈与税等）」との関係も検討する必要がある。

②出資の評価方法の改善

医療法人の出資の評価方法を配当の無い普通法人の株式の評価方法と同じ方法（評価算式の分母を 3 とし、分子の配当要素は無配当 < 0 > とする評価）に改善すること。また、純資産価額方式については、特定の出資社員が独占的な支配権を有しているわけではないので、支配割合 50%未満の同族株主同様に純資産価額の 80%評価とすること。

(参 考) 医療法人の出資の評価

○ 医療法人の出資の価額

$$\text{類似業種の比準株価} \times \frac{\begin{array}{c} 1 \text{ 口当たりの} \\ \text{利益金額の比} \end{array} + \begin{array}{c} 1 \text{ 口当たりの} \\ \text{純資産価額の比} \end{array}}{2} \times (0.7 \sim 0.5)$$

③出資額限度法人の持分の相続税・贈与税課税の改善

持分のある医療法人のうち出資額限度法人に移行した医療法人に相続が生じた場合は、持分の相続税評価額は払い込み出資額のみとすること。そのため、平成 16 年 6 月 16 日国税庁課税部長回答で示されたみなし贈与の非課税 4 要件について、認定医療法人制度の認定要件との整合性を図ること。

④基金の評価方法の改善

医療法人の基金の評価方法について、基金は他の債権に劣後して回収されることを考慮し、回収不能見込額等について評価減を行うこと。

(相続税法第 3 条、第 12 条、第 23 条、措置法第 69 条の 4、第 70 条の 7、第 70 条の 7 の 2、財産評価基本通達 194・2)

(2) 個 人

①医業承継資産の課税特例制度の創設

医業を承継するため相続・贈与により医業（法人を含む）の用に供している土地・建物・機器・棚卸資産を取得した場合は、例えば、5 年程度の医業の継続と資産の保有を要件として、その課税対象額の 8 割を控除するなどの課税特例制度を創設すること。

②その他

- ・ 特定事業用宅地等である小規模宅地等の特例対象面積を現行の 400 m²から 500 m²に拡大するとともに、その評価割合を 20%から 10%に引き下げること。
- ・ 死亡保険金・退職金の非課税限度額を引き上げること。

重点

- ・ 社会保険診療報酬に対する事業税非課税の特例措置を存続すること。

－ 事業税 －

社会保険医療は、社会保険診療報酬という低廉な公的価格により、国民に医療を提供するという極めて公益性の高い事業であり、種々の制約が課されています。このため、これに事業税を課すことは極めて不適切であり、現行の非課税措置は当然であります。

したがって、現在の社会保険診療報酬制度の下では、医業水準を維持するための最低限の措置として、引き続きこの非課税措置を存続するよう強く要望します。

(地方税法第 72 条の 2、第 72 条の 23、第 72 条の 49 の 8、医療法第 7 条第 5 項)

重点

- ・ 医療法人の事業税については、特別法人としての軽減税率による課税措置を存続すること。

－ 事業税 －

医療法人は、医療法に基づいて設立される法人で、営利を目的として開設することは認められず、剰余金の配当は禁止されるなど、営利目的の普通法人とは質的に異なる特別法人です。また、医療法人は、地域住民に対する医療保健サービスを提供する民間医療機関の中核として、公益性の高い法人でもあります。

したがって、医療法人の社会保険診療報酬以外の所得に係る事業税については、特別法人としての普通法人より軽減された事業税率による課税措置は当然ですので、引き続きこの課税措置を存続するよう強く要望します。

(地方税法第 72 条の 24 の 7、医療法第 7 条第 5 項、第 39 条、第 54 条)

(参 考) 法人事業税の標準税率(平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度については地方法人特別税との合算税率(*1))

区 分	普通法人 (資本金 1 億円以下)		特別法人(医療法人) (*2)	
	平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度	平成 29 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度	平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度	平成 29 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度
所得 400 万円以下の金額	4.8688%	5.0%	4.8688%	5.0%
所得 400 万円超 800 万円以下の金額	7.3032%	7.3%	6.5872%	6.6%
所得 800 万円超の金額	9.5944%	9.6%	6.5872%	6.6%

*1 地方法人特別税との合算税率は、都道府県や法人の状況により異なる場合がある。

*2 特別法人：農協、生協、信用金庫、労働金庫、医療法人等

重点

- ・ 少子化対策及び、病院等に勤務する医療従事者の子育て支援並びに勤務環境を改善するため、下記の措置を講ずること。
 - ①くるみん税制の適用期限を延長するとともに、拡充すること。
 - ②ベビーシッター等の子育て支援のサービス利用に要する費用を、税制上の控除対象とする措置を講ずること。

－所得税・法人税－

①少子化対策は、わが国の喫緊の課題であり、若い世代が結婚し子どもを産み育てやすい環境や子育て中の女性が働きやすい環境の整備が求められています。そこで、医療従事者の子育て支援及び勤務環境改善に大きく寄与する事業所内託児所及び、次世代育成支援に資する資産の設置を促すため、子育てサポート企業に対する税制優遇制度を拡充した上で適用期限を延長することを要望します。

（租税特別措置法第 13 条の 2、第 46 条の 2）

②働き方や子育てをとりまく環境が多様化する中、保育の公的サービスによる対応に加え、柔軟な子どもの預かりサービス利用を必要とする子育て家庭が存在します。このようなベビーシッター等の子どもの預かりサービスを利用した際の費用については、子育て家庭が就労することに伴い必要となる経費であり、税制での支援の必要性が高くなっています。

そこで、地域医療確保のために、医療従事者の子育て支援並びに勤務環境改善を図る目的で、ベビーシッター等の子育て支援のサービス利用に要する費用を、税制上の控除対象とする措置を要望します。

（所得税法第 57 条の 2、所得税法施行令 167 の 3～167 の 5、所得税法施行規則 36 の 5、36 の 6）

（参考）くるみん税制とは（厚労省パンフレットより抜粋）

平成 27 年度からのくるみん税制は、企業が、「次世代育成支援対策資産」を一般事業主行動計画に記載した上で導入し、くるみん認定、又は、プラチナくるみん認定を受けた場合に、その資産について、割増償却ができることとするものです。

＜全事業主に認められる対象資産＞

- ・ 事業所内保育施設
- ・ 事業所内保育施設と同時に取得した一定の遊戯具、家具、防犯設備
- ・ 授乳コーナー
- ・ 女性用休憩室
- ・ 更衣室（男女別）
- ・ 多目的トイレ

- ・一定のテレワーク用電気通信設備

＜医療業、児童福祉事業、老人福祉・介護事業又は障害福祉事業を営む事業主についてのみ認められる対象資産＞

- ・乗降補助装置付き自動車
- ・特殊浴槽
- ・特殊寝台
- ・車椅子一体型寝台
- ・移動用リフト
- ・自動排泄処理装置

重点

- ・ 雇用促進税制の適用期限を延長するとともに、拡充すること。

— 所得税・法人税 —

医療の拡充による国民の健康水準の向上は、経済成長と社会の安定に寄与しており、社会保障の発展が生産誘発効果や雇用誘発効果などを通じて日本経済を底支えています。

我が国は、現在、人口減少社会に入っており、経済成長の実現には、働き手の数の確保と労働生産性の向上が重要であります。

医療機関には、全国で 300 万人以上が従事しているとされており、かつ、医療には高い雇用誘発効果があります。

医療は成長分野であり、特に医療従事者の比率が高い地方では経済成長を促し、地方創生への多大な貢献へとつながると考えられます。

したがって、雇用促進税制については以下の措置を講じた上での適用期限の延長措置を要望します。

- ・ 雇用促進税制の対象エリアの拡大
- ・ 無期雇用、フルタイム以外の労働者についても適用できるよう要件緩和
- ・ 雇用増加割合の要件緩和

(参考)

*雇用促進税制とは（厚労省パンフレットより抜粋）

平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの期間内に始まる事業年度において、雇用増加者数 5 人以上（中小企業（注）は 2 人以上）、かつ、雇用増加割合 10%以上等の要件を満たす企業が、同意雇用開発促進地域内に所在する事業所において、新たに雇い入れられた無期雇用かつフルタイムの雇用増加者数 1 人当たり 40 万円の税額控除が受けられます。

（注）中小企業とは以下のいずれかを指します。

- ・ 資本金 1 億円以下の法人
- ・ 資本もしくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が 1000 人以下の法人
（個人事業主の場合は、常時使用する従業員数が 1000 人以下の個人）
- ・ 農業協同組合等

（租税特別措置法第 10 条の 5、第 42 条の 12 の 2、第 68 条の 15 の 3）

重点

- ・ 所得拡大促進税制の適用期限を延長するとともに、拡充すること。

— 所得税・法人税 —

2009 年から 2015 年までの間に、常用労働者1人平均月間現金給与総額は製造業においては伸びているものの、医療は伸びていません。

少子高齢化の下での日本経済の持続的成長のためには、収益の増加、賃金・雇用の拡大を伴う成長と分配の好循環を地域の中堅・中小企業にもたらすことが重要です。

中小医療機関が賃上げに踏み切るには、より強力なインセンティブが必要です。

そこで、所得拡大促進税制については、以下の措置を講じた上での延長措置を要望します。

- ・税額控除の拡充
- ・雇用者増加促進割合の要件緩和

* 所得拡大促進税制とは(経済産業省パンフレットより抜粋)

青色申告を提出している法人(又は個人事業主)が、下記①～③の全ての要件を満たした場合に、雇用者給与等支給増加額の 10%を法人税額(又は所得税額)から控除(税額の 10%(中小企業者等(注)は 20%)が上限)できる制度です。

要件①雇用者給与等支給増加額の基準雇用者給与等支給額に対する割合が増加促進割合以上
になっていること

要件②雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額以上であること

要件③平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を超えること

(注) 中小企業者とは

資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合(1つの法人により 50%又は複数の法人合計で 3 分の 2)以上を大規模法人(資本金の額が 1 億円超の法人、その他一定の法人)に所有されていない法人、及び資本若しくは出資を有しない法人又は個人で常時使用する従業員の数が 1,000 人以下のものをいいます。

(租税特別措置法第 42 条の 12 の 4、第 68 条の 15 の 5、租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 4、第 39 条の 46)

○ 健康予防

重点

- ・ たばこ対策として、たばこ税の税率を引き上げること。

－ たばこ税・地方たばこ税 －

喫煙による健康被害は科学的に明らかであり、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の批准国としても、たばこ価格の引き上げによるたばこ規制が求められています。

また、非喫煙者、とくに働く若い人を受動喫煙による健康被害から守る等、国民の健康推進の観点から、たばこの消費を抑制しつつ、財政物資として必要な財源を確保するためには、さらなる税率引き上げが必要です。

そこで、葉タバコ農家への影響を踏まえた措置を講じることを前提として、税率の引き上げを要望します。

(たばこ税法第 11 条、地方税法第 74 条の 5、第 468 条)

(参 考)

たばこ税の概要

- ・ 課税標準

製造たばこの製造場から移出し、又は保税地域から引き取る製造たばこの本数。

- ・ 税率

原則として千本につき、たばこ税 5,302 円、道府県たばこ税 860 円、市町村たばこ税 5,262 円。

○ 医療施設・設備

重点

- ・ 中小医療機関の設備投資を支援するため、器具備品及び建物附属設備についての税制措置（特別償却若しくは税額控除）の拡充又は新たな税制措置を創設すること。

－ 所得税・法人税 －

平成 29 年度税制改正において、中小企業の経営力向上のための設備投資を支援する中小企業経営強化税制が創設され、中小企業者等が、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備（器具備品、建物附属設備、ソフトウェア等）を新規取得し、指定事業の用に供した場合、即時償却または税額控除を選択適用することができます。ところが、医療保健業については、対象設備から、器具備品のうち医療用機器が除外されるとともに、建物附属設備が除外されました。

また、平成 29 年度税制改正において、中小企業等経営強化法の認定がなくても活用できる税制として、商業・サービス業・農林水産業活性化税制が延長され、サービス業等の中小企業者等が、経営改善に資する器具備品や建物附属設備を導入した場合に、取得価額の 30%の特別償却または 7%の税額控除が選択できます。ところが、医療業については、サービス業であるにもかかわらず、対象業種が除外されています。

このような医療に対する不利な扱いは、中小企業の活性化を目的とする中小企業経営強化税制及び商業・サービス業・農林水産業活性化税制の趣旨に反するものです。事実、「医療分野に係る中小企業等経営強化法第 12 条第 1 項に規定する事業分野別指針」（平成 28 年厚生労働省告示第 281 号）において、経営力向上のための設備投資として、「内部業務の効率化のためのバックオフィス業務における ICT ツールの活用等」、「電子カルテ等の ICT の利活用」、「介助・介護に資するロボットの導入による業務負担の軽減」、「エネルギー使用量の見える化、省エネルギー設備の導入、エネルギー管理体制の構築等を通じた省エネルギーの推進」などが挙げられており、電子機器、ロボット、空調設備などの器具備品・建物附属設備への措置が必要とされています。医療用機器の適切な更新・高度化についても、経営力強化に資することはいうまでもありません。

また、医療機関の多くは中小企業者等に該当し、地域雇用の受け皿として大きな比重を占めていることから、中小医療機関の経営力強化は、地域雇用を守る観点からも必要です。

つきましては、中小医療機関の設備投資を支援するため、以下のいずれかの措置を講ずることを要望します。

- ① 中小企業経営強化税制の医療保健業についての対象設備に医療用機器及び建物附属設備を追加するとともに、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象業種に医療業を追加すること。

- ② ①と同等の新たな税制措置を創設すること。

（措置法第 10 条の 5 の 2、第 10 条の 5 の 3、第 42 条の 12 の 3、第 42 条の 12 の 4）

(参考 1) 中小企業経営強化税制の概要 (適用期限: 平成 31 年 3 月 31 日)

1. 中小企業者等(従業員 1、000 人以下の個人、資本・出資の金額が 1 億円以下の法人など)が、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得し、指定事業の用に供した場合、即時償却又は、税額控除 7 % (資本・出資の金額が 3,000 万以下もしくは個人事業主は 10%) を選択適用できる。

2. 対象設備

	生産性向上設備 (A 類型: 工業会等証明)	収益力強化設備 (B 類型: 経済産業省経済産業局確認)
要件	生産性が旧モデル比年平均 1%以上向上する設備	投資利益率が年平均 5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	・ 機械装置 (160 万円以上/販売開始 10 年以内) ・ 測定工具及び検査工具 (30 万円以上/販売開始 5 年以内) ・ 器具備品 (30 万円以上/販売開始 6 年以内) (注 1) ・ 建物附属設備 (60 万円以上/販売開始 14 年以内) (注 2) ・ ソフトウェア (情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの) (70 万円以上/販売開始 5 年以内)	・ 機械装置 (160 万円以上) ・ 工具 (30 万円以上) ・ 器具備品 (30 万円以上) (注 1) ・ 建物附属設備 (60 万円以上) (注 2) ・ ソフトウェア (70 万円以上)

(注 1) 医療機器については、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

(注 2) 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

(参考 2) 商業・サービス業・農林水産業活性化税制 (適用期限: 平成 31 年 3 月 31 日)

1. 商業・サービス業等を営む中小企業者等(従業員 1、000 人以下の個人、資本・出資の金額が 1 億円以下の法人など)が、経営改善に資する器具備品等を導入した場合に、特別償却(30%)又は、税額控除(7 %)が選択適用できる。

(7 %税額控除は資本金 3,000 万以下の法人、個人及び組合。)

2. 対象となる業種

サービス業 (駐車場業、娯楽業 (映画業を除く)、医療業を除く)、卸売業、小売業等
 ※対象となる業種については、「主たる事業」でない場合でも適用可能。例えば医療機関が介護事業のために設備を導入し、「主たる事業」である医療業とは別の事業 (「従たる事業」) である介護事業のためにその設備を使用する場合、適用を受けることができる。また、「主たる事業」と「従たる事業」の両方にその設備を使用する場合においても、その設備を使用する事業のいずれかが税制の対象に該当していれば、適用を受けることが可能。例えば、「主たる事業」である医療業と「従たる事業」である介護事業の両方にその設備を使用する場合においても、適用を受けることができる。

3. 対象設備

認定経営革新等支援機関等（商工会議所等）による、経営改善に関する指導に伴って取得する下記の設備。

- (1) 器具・備品で1台30万円以上
- (2) 建物附属設備で1台60万円以上

(参考3) 中小企業投資促進税制の概要（適用期限：平成31年3月31日）

1. 中小企業者等(従業員1,000人以下の個人、資本・出資の金額が1億円以下の法人などが、機械装置等を導入した場合に、特別償却(30%)又は、税額控除(7%)が選択適用できる。

(7%税額控除は資本金3,000万以下の法人、個人及び組合。)

2. 対象となる業種

サービス業（物品賃貸業及び娯楽業（映画業を除く）を除く）、卸売業、小売業、製造業、建設業等

3. 対象設備

- (1) 機械・装置で1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの
- (2) 測定工具及び検査工具で1台120万円以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上
- (3) ソフトウェア（複写して販売するための原本、開発研究用のもの又はサーバー用のオペレーティングシステムなどは除く）で次に掲げるいずれかのもの
 - (ア) 一つのソフトウェアの取得価額が70万円以上のもの
 - (イ) その事業年度において事業の用に供したソフトウェアの取得価額の合計額が70万円以上のもの
- (4) 普通貨物自動車(車両総重量3.5トン以上)
- (5) 内航海運業の用に供される船舶（取得価格の75%以上が対象）

(参考4)

中小企業投資促進税制の医療機器への適用をめぐり、実務において訴訟（東京高裁平成21年（行コ）第73号平成21年7月1日判決において全自動染色装置等の装置が「機械及び装置」に該当するか否かをめぐって争われ請求棄却）等の問題が生じており、医療機器を適用対象とするよう制度の改善が求められる。

・病院等の医療用機器に係る特別償却制度について、中小企業投資促進税制と同等の措置が受けられるよう、税額控除の導入、特別償却率の引き上げ、適用対象となる取得価額の引き下げの措置を講ずること。

－ 所得税・法人税 －

病院等の医療用機器、器具備品並びに看護業務省力化機器は、医療を行う上で必要不可欠なものです。医療機関におけるこれら医療機器等への投資は、国民に対して上質な医療を提供するにあたり不可欠なものであり、手厚く保護されるべきものです。

しかしながら、医療機器等の特別償却制度は、医療機関の大部分が中小企業者等に該当するにもかかわらず、中小企業者等が機械装置等を取得した場合の特別償却・税額控除（中小企業投資促進税制）に比し、税制上の措置について見劣りすることは明らかなです。

そこで、医療機関における医療機器の取得についても、上記のとおり強く要望します。

（措置法第12条の2、第45条の2、第10条の3第1項第1号、第42条の6第1項第1号、平21厚生労働省告示第248号、平25厚生労働省告示第95号）

（参考）医療用機器に係る特別償却制度の概要（適用期限：平成31年3月31日）

- | | | |
|-----|-----------------|---------|
| （１） | 医療用機器の特別償却率（注１） | １２％ |
| （２） | 適用対象となる取得価額 | ５００万円以上 |

（注１）

- ・医療用の機械及び装置並びに器具及び備品のうち、高度な医療の提供に資するものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの
- ・薬事法第２条第５項に規定する高度管理医療機器、同条第６項に規定する管理医療機器又は同条第７項に規定する一般医療機器で、これらの規定により厚生労働大臣が指定した日の翌日から２年を経過していないもの

- ・ 環境関連投資促進税制の適用期限を延長するとともに、適用対象を拡充すること。

－ 所得税・法人税 －

平成 27 年 12 月の国連気候変動枠組み条約第 21 回締約国会議(COP21)において、史上初めて、すべての国が参加する枠組みとして、「パリ」協定が採択されました。政府は、「地球温暖化対策計画」を平成 28 年 5 月に閣議決定し、温室効果ガス排出量を「2030 年度に 2013 年度比 26%削減」する目標を掲げました。こうした中、医療界においては、医療機関として社会的責任を果たすため、病院における地球温暖化対策推進協議会（日本医師会・日本病院会・全日本病院協会・日本精神科病院協会・日本医療法人協会・東京都医師会）を中心に、CO₂削減に積極的に取り組んでいます。

そこで、病院等の CO₂削減の取り組みを支援するため、環境関連投資促進税制の適用期限（平成 30 年 3 月 31 日）を延長すること。併せて、適用対象として、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく仕様に適合する建物等を追加し、拡充することを要望します。

（措置法第 10 条の 2、措置法第 42 条の 5）

（参考 1）病院における地球温暖化対策推進協議会『2014 年・2015 年（2013 年・2014 年）病院における低炭素社会実行計画フォローアップ報告－2030 年・2050 年に向けた国の中期・長期目標達成のため国等は病院業界の省エネ推進支援を－』（平成 28 年 3 月）において、必要とされる国の支援策の一つとして、「省エネ性能の高い施設整備・設備機器導入に際しての補助制度や税制面での配慮」を挙げている。

（参考 2）建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく仕様とは、例えば、LED・複層ガラス・断熱材等を採用したり、トップライトや吹き抜け等を減らしたものの。

（参考 3）環境関連投資促進税制の概要（適用期限：平成 30 年 3 月 31 日）

1. エネルギー環境負荷低減推進設備等の投資を促進するための特別償却については取得価額の 30%償却（風力発電設備は初年度全額償却可）又は、税額控除(7%)。ただし、税額控除の適用は中小企業者(従業員 1,000 人以下の個人、資本・出資の金額が 1 億円以下の法人など)等に限定される。

2. 対象設備

（1）平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの期間に取得等したもの

イ 新エネルギー利用設備等

（イ）一定の太陽光発電設備

（具体例） 太陽光発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 2 条第 5 項に規定する認定発電設備に該当するものを除く）でその出力が 10 キロワット以上であるもの

（ロ）一定の風力発電設備

（具体例） 風力発電設備でその出力が 1 万キロワット以上であるもの

- (ハ) 中小水力発電装置
 - (ニ) 地熱発電装置(1,000 キロワット以上)
 - (ホ) 管内設置型の下水熱利用設備
 - (ヘ) バイオマス利用装置
 - (具体例) 木質バイオマス発電設備(2 万キロワット未満)、木質バイオマス熱供給装置(160GJ/h 未満)、バイオマス利用メタンガス製造装置、バイオマスエタノール製造装置、下水汚泥固形燃料貯蔵設備
 - ロ 二酸化炭素排出抑制設備等
 - (イ) コンバインドサイクル発電ガスタービン
 - (ロ) プラグインハイブリッド自動車
 - (ハ) エネルギー回生型ハイブリッド車
 - (ニ) 電気自動車
- (2) 平成 23 年 6 月 30 日から平成 28 年 3 月 31 日までの期間に取得等したもの
- イ エネルギーの有効な利用の促進に著しく資する機械その他の減価償却資産で次に掲げるもの
- (イ) 一定の太陽光発電設備又は風力発電設備
 - (具体例) 太陽光発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 3 条第 2 項に規定する認定発電設備に該当するものに限る。次の風力発電設備に同じ。）でその出力が 10 キロワット以上であるもの、風力発電設備でその出力が 1 万キロワット以上であるもの
 - (ロ) 新エネルギー利用設備等
 - (具体例) 中小水力発電設備、水熱利用設備、雪氷熱利用設備、バイオマス利用装置
 - (ハ) 熱電併給型動力発生設備
 - (具体例) 熱電併給型動力発生装置（コージェネレーション設備）
 - (ニ) 二酸化炭素排出抑制設備等
 - (具体例) コンバインドサイクル発電ガスタービン、プラグインハイブリッド自動車、エネルギー回生型ハイブリッド自動車、電気自動車、電気自動車専用急速充電設備、高効率照明設備、定置用蓄電設備
- ロ 建築物に係るエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備で次に掲げるもの
- エネルギー使用制御設備
 - (具体例) 測定装置、中継装置、アクチュエーター、可変風量制御装置、インバーター、電子計算機

- ・病院・診療所用の建物の耐用年数を短縮すること。

－ 所得税・法人税 －

病院・診療所の建物は、医療法の改正、医学・医療技術の急速な進歩に応じて機能的陳腐化が著しくなっており、耐用年数の短縮が求められております（実態調査の結果）。

このようなことから、上記のとおり要望します。

（耐用年数省令別表第一）

（参 考） 病院・診療所用建物の耐用年数

（ 区 分 ）	（ 現 行 ）	（ 要 望 ）
○病院・診療所用建物		
・鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	39年	31年

- ・ かかりつけ医機能及び在宅医療の推進に係る診療所の固定資産税・不動産取得税に係る税制措置の創設。

－ 固定資産税・不動産取得税 －

団塊の世代が全て75歳以上となる2025年（平成37年）を目処に、病床の機能分化・連携を進め、国民一人一人が、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、地域医療構想の推進、地域包括ケアシステムの構築、医科歯科を含めた多職種連携に取り組むこととされています。

このため、国民が地域で日常的な医療を受け、また、健康相談等ができるよう、かかりつけ医・かかりつけ歯科医の普及・定着が必要であるとともに、在宅で医療を受けられる体制を充実することが不可欠となっています。

そこで、かかりつけ医機能及び在宅医療を担う診療所を支援するため、上記のとおり要望します。

・医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る税制上の特例措置を創設すること。

－ 所得税・法人税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税 －

地震等の災害時において、病院・診療所の医療機能を低下させないようにするため、病院用建物その他医療施設の耐震構造の強化や災害時に備えた防災構造の医薬品備蓄庫、自家発電装置等の取得などの普及を図るため、これらを取得した場合の、次のような特例措置の創設を要望します。

- (1) 耐震構造建物、防災構造施設・設備を取得した場合の特別償却制度（30%の特別償却又は7%の特別税額控除）
- (2) 耐震構造建物、防災構造施設・設備を取得した場合の固定資産税・都市計画税及び不動産取得税の軽減措置

○ その他

重点

- ・ 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)を存続すること。

－ 所得税・法人税 －

社会保険診療に対する適正で合理的な診療報酬制度が確立されていない現状で、小規模医療機関の経営の安定を図り地域医療に専念できるようにするには、現行のいわゆる四段階制による所得計算の特例措置は欠かすことのできないものです。

したがって、引き続きこの特例措置を存続するよう強く要望します。

(措置法第 26 条、第 67 条)

(参 考) 所得計算の特例措置

・ 対象者

各年または各事業年度において、社会保険診療報酬が 5, 0 0 0 万円以下である医業または歯科医業を営む個人及び法人。

ただし、適用対象者からその年の医業及び歯科医業に係る収入金額が 7, 0 0 0 万円を超える者を除外する(平成 25 年度税制改正により追加された要件)。

(注)上記の改正は、個人は平成 26 年分以後の所得税について適用し、法人は平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について適用する。

・ 内容

(社会保険診療報酬の金額)	(概算経費率)
2, 5 0 0 万円以下の金額	72%
2, 5 0 0 万円超 3, 0 0 0 万円以下の金額	70%
3, 0 0 0 万円超 4, 0 0 0 万円以下の金額	62%
4, 0 0 0 万円超 5, 0 0 0 万円以下の金額	57%

- ・ 公益法人等に関わる所要の税制措置を講ずること。

(1) 医師会について

- ・ 医師会が行う開放型病院等の固定資産税等非課税措置の恒久化、その他の措置。

(2) 公益法人等への課税強化を行わないこと。

(3) 一定の医療保健業を行う非営利型法人等に係る固定資産税等軽減措置及び公益目的事業として行う医療保健業に係る固定資産税等軽減措置。

－ 所得税・法人税・相続税・登録免許税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税 －

(1) 医師会について、下記の措置を講ずることを要望します。

- ① 特例民法法人から一般社団法人に移行した医師会が行う開放型病院等に対する固定資産税・都市計画税及び不動産取得税について、恒久措置として非課税措置を講ずること。
- ② 医師会が行う訪問看護ステーション事業等について、法人税の課税対象から除外するとともに、医師会が行う訪問看護ステーション事業等に係る土地・建物についての固定資産税・都市計画税・不動産取得税及び登録免許税について、非課税措置を講ずること。
- ③ 医師会が行う開放型病院等に係る土地・建物についての登録免許税の非課税措置を講ずること。

(法人税法第2条第13号、法人税法施行令第5条第1項第29号ワ、法人税法施行規則第5条、地方税法第6条)

(2) 医師会をはじめとする公益法人等は、地域医療を支える役割を果たしており、非課税範囲の縮小等による課税強化により、公益法人等の税負担を増やさないことを要望します。とりわけ、利子配当等への課税強化が検討課題とされていますが、医師の生活の安定や老後の生活保障等を図ることを通じ国民医療の充実を可能とし、共益事業である共済制度の健全な運営を維持するため、利子配当等への課税については従前通りとすることを要望します。とりわけ、日本医師会が運営する医師年金については、公益目的事業として位置付けられていることを踏まえ、特段の配慮を求めます。

(参考) 平成29年度税制改正大綱において、「基本的考え方」として以下の通り記載。

公益法人等課税については、非収益事業について民間競合が生じているのはいかとの指摘がある一方で、関連制度の見直しが行われており、その効果をよく注視する。あわせて、収益事業への課税において、軽減税率とみなし寄附金制度がともに適用されることが過剰な支援となっていないかといった点について実態を丁寧に検証しつつ、課税のあり方について引き続き検討を行う。

(3) 医療保健業を行う非営利型一般社団・財団法人のうち、地域医療において、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療を担うなど一定の要件を満たすものについて、固定資産税・都市計画税及び不動産取得税軽減措置を講ずることを要望します。

また、公益目的事業として行う医療保健業の用に供する固定資産については、特段の手続き無く、固定資産税・都市計画税及び不動産取得税軽減措置を講ずることを要望します。

平成30年度 医療に関する税制要望
＝重点項目＝

平成29年8月
公益社団法人 日本医師会

重点項目

1. 医業経営
2. 勤務環境
3. 健康予防
4. 医療施設・設備
5. その他

1. 医業経営(1)

・消費税対策(1)

社会保険診療等に対する消費税について、
現行の制度を前提として、
診療報酬に上乗せされている仕入税額相当額を上回る
仕入消費税額を負担している場合に、
その超過額の還付が可能な税制上の措置を早急に講ずること。
(創設 ー消費税ー)

1. 医業経営(2)

・消費税対策(2)

消費税対策(1)の措置が施行されるまでの間、青色申告書を提出する法人または個人が、医療の質の向上または生産性の向上に資する一定の固定資産を取得し医療事業の用に供した場合には、10%の税額控除または即時償却を認めるとともに、登録免許税・不動産取得税等の特例措置を創設すること。
(創設 一所得税・法人税・登録免許税・不動産取得税・固定資産税一)

1. 医業経営(3)

医業承継時の相続税・贈与税制度の改善。

- ①持分の定めのある医療法人に係る
相続税・贈与税の納税猶予制度の創設。
- ②個人に係る医業承継資産の課税の特例制度の創設。
- ③出資の評価方法の改善。(改善等 ー相続税・贈与税ー)

1. 医業経営(4)

社会保険診療報酬に対する事業税非課税存続。
(存続 一事業税一)

医療法人の事業税について特別法人としての軽減税率課税存続。
(存続 一事業税一)

医療機関・医師の行う公共性の高い事業・活動の例（１）

No.	主な根拠法令等	名称	No.	主な根拠法令等	名称
1	医療法第42条の2	社会医療法人	33	健康保険法等	地域連携夜間・休日診療料（救急医療の確保）
2	医療法第4条	地域医療支援病院	34	健康保険法等	開放型病院共同指導料
3	医療法第30条の4	医療計画において医療機関等の具体的な名称が記載されている病院（4疾病5事業）	35	健康保険法等	介護支援連携指導料（医療と介護の連携）
4	救急病院等を定める省令	救急告示病院	36	健康保険法等	地域連携診療計画管理料、地域医療診療計画退院時指導料 地域連携クリティカルパス（計画管理病院と連携医療機関）
5	医師法第16条の2	臨床研修指定病院	37	健康保険法等	がん治療連携計画策定料（計画策定病院と連携医療機関）
6	精神科救急医療体制整備事業	精神科救急医療施設	38	健康保険法等	認知症専門診断管理料（認知症患者医療センター）
7	精神科救急医療体制整備事業	精神科救急医療センター	39	健康保険法等	救急救命管理料
8	その他、各制度に基づく指定医療機関	〇〇指定医療機関（労災保険診療（指定医療機関）、公害健康被害に係る診療（指定医療機関）など）	40	健康保険法等	診療情報提供料（医療機関の連携、市町村への情報提供）
9		医師会が運営する救急医療施設への参加	41	健康保険法等	在宅療養支援診療所・病院
10		休日等の輪番制への参加	42	健康保険法等	救急搬送診療料
11		休日医科診療事業の実施	43	健康保険法等	外来化学療法加算
12		小児初期救急平日夜間診療事業の実施	44	健康保険法等	D P C（新たな機能評価係数の導入）地域医療指数（地域医療への貢献に係る評価）
13		休日全夜間診療事業の実施	45	学校保健安全法	学校医（小学校・中学校・高校・養護学校）
14		電話医療相談協力医	46	学校保健安全法	学校結核対策委員会
15	健康保険法等	開放型病院	47	学校保健安全法	園医（幼稚園）
16	健康保険法等	地域連携クリティカルパス	48	児童福祉法	園医（保育園）
17	健康保険法等	計画管理病院	49		児童虐待に関する委員会
18	健康保険法等	連携保険医療機関	50		長期基本計画審議会
19	健康保険法等	在宅療養支援病院・診療所	51	介護保険法	もの忘れ相談事業の実施
20	健康保険法等	初診料 夜間・早朝等加算（病院勤務医の負担軽減）	52	介護保険法	介護認定審査会
21	健康保険法等	再診料 地域医療貢献加算（病院勤務医の負担軽減）	53	介護保険法	介護保険審査会
22	健康保険法等	救急搬送患者地域連携紹介加算（地域の救急搬送受入れの評価）	54	介護保険法	主治医意見書作成
23	健康保険法等	救急搬送患者地域連携受入加算（地域の救急搬送受入れの評価）	55	介護保険法	介護保険事業計画委員会
24	健康保険法等	救命救急入院料（都道府県が定める救急医療計画に基づく病院など）及び充実度評価の加算（救命救急センターの評価）	56	介護保険法	介護予防ケアマネジメント評価委員会
25	健康保険法等	総合周産期特定集中治療室管理料（都道府県知事が認めた病院）	57	介護保険法	介護サービス事業者交流会
26	健康保険法等	一類感染症患者入院医療管理料（感染症法に規定する患者の受入れ）	58	介護保険法	地域密着型サービス運営委員会
27	健康保険法等	療養病床入院基本料・有床診療所療養病床入院基本料 救急・在宅等支援療養病床初期加算（急性期病院の後方支援）	59	介護保険法	地域包括支援センター運営協議会委員
28	健康保険法等	有床診療所入院基本料・有床診療所一般病床初期加算（急性期病院の後方支援）	60	介護保険法	介護保険かかりつけ医（主治医）意見書研修
29	健康保険法等	救急医療管理加算・乳幼児救急医療管理加算（二次救急医療機関等の評価）	61	介護保険法	認知症サポート医要請研修
30	健康保険法等	がん診療連携拠点病院加算（がん診療連携、地域がん登録）	62	がん対策基本法	がん検診
31	健康保険法等	地域医療支援病院入院診療加算	63	健康増進法	健康危機管理対策連絡会議
32	健康保険法等	地域連携小児夜間・休日診療料（救急医療の確保）	64	健康増進法	健康推進事業（健康教育、健康相談、健診、保健指導等）に関わる医師派遣

医療機関・医師の行う公共性の高い事業・活動の例（2）

No.	主な根拠法令等	名称	No.	主な根拠法令等	名称
65	健康増進法	栄養改善プログラム事業	97	予防接種法	予防接種による健康被害についての委員会
66	健康増進法	糖尿病対策推進会議活動への参加	98	予防接種法	予防接種方法に関する委員会
67	公害健康被害の補償等に関する法律	ぜん息児水泳教室医師派遣	99		自治体が独自に行う法定外予防接種
68	公害健康被害の補償等に関する法律	ぜん息キャンプへの主治医意見書作成協力	100	労働安全衛生法	地域産業保健センターの登録医
69	公害健康被害の補償等に関する法律	公害診療報酬等審査会委員	101	感染症の予防等に関する法律	感染症診査協議会
70	公害健康被害の補償等に関する法律	公害健康認定審査会委員	102	感染症の予防等に関する法律	感染症定点観測調査委員、感染症発生報告
71	原子爆弾被害者に対する補償に関する法律	財団法人広島原爆障害対策協議会・財団法人長崎原子爆弾被害者対策協議会の活動への参加	103	感染症の予防等に関する法律	インフルエンザ流行時の保健所での対応など
72	国民健康保険法	国民健康保険運営協議会	104	感染症の予防等に関する法律	エイズに関する委員会
73	国民保護法	国民保護会協議会委員	105	高齢者の医療の確保に関する法律	老人保健連絡協議会・幹事会
74	災害対策基本法	防災会議	106	高齢者の医療の確保に関する法律	おとしより保健福祉センター運営協議会
75	死体解剖保存法他	警察医・監察医	107	高齢者の医療の確保に関する法律他	法定の健診
76		刑務所・少年刑務所・拘留所・少年院・少年鑑別所の医師（法務省）	108	次世代育成支援対策推進法	次世代育成推進行動計画推進協議会
77	障害者自立支援法	障害者地域自立支援事業運営協議会	109		人権擁護委員会
78	障害者自立支援法	障がい者介護給付費等審査会委員	110		裁判所調定委員
79	障害者自立支援法	協力医	111		公安委員会
80	障害者自立支援法	障がい福祉計画策定委員会	112		相談事業
81	男女共同参画基本法	男女平等参画審議会	113	自殺対策基本法	かかりつけ医うつ病対応能力向上研修会参加
82		各種健診事業（学校、各種がん、小児、乳幼児（母子保健法）、心臓など）	114	精神保健福祉法	精神保健指定医研修会
83	地域保健法	女性の健康支援あり方勉強会	115		病児・病後児保育の実施
84	地域保健法	親子支援事業乳幼児コース講座及び健康相談	116		社会福祉協議会理事会
85	地域保健法	親子支援事業プレマプレバパコースでの講座	117		観光協会総会役員会
86	地域保健法、社会福祉法	地域保健福祉問題懇話会	118		市民マラソン運営部会
87	地域保健法、社会福祉法	地域福祉活動計画策定委員会	119		市民マラソン救護所へ医師派遣
88	地域保健法、社会福祉法	健康福祉センター市民講座へ講師派遣	120		花火大会運営委員会・運営幹事会
89	地域保健法、社会福祉法	健康福祉センターでの4ヶ月児健康診査	121		花火大会救護所へ医師派遣
90	地域保健法、社会福祉法	健康福祉センターでの3歳児健康診査	122		花火大会後方支援病院の協力
91	地域保健法、社会福祉法	健康福祉センターでの市民健康相談（一般・女性）	123		ふれあい祭り協賛、医師派遣
92	地域保健法、社会福祉法	健康福祉センターでの経過観察健康診査	124		市民まつり参加
93	地域保健法、社会福祉法	健康福祉センターでの小規模事業場健康向上事業	125		健康ネット博参加
94	地域保健法、社会福祉法	健康福祉センターでの基本健康診査（診察・結果）	126		地区ネットワーク会議委員
95	特別児童扶養手当等の支給に関する法律他	障がいに基づく手当等の判定医			
96	予防接種法	法定の予防接種			

2. 勤務環境(1)

少子化対策及び、病院等に勤務する医療従事者の子育て支援並びに勤務環境を改善するため、下記の措置を講ずること。

- ①くるみん税制の適用期限を延長するとともに、拡充すること。
- ②ベビーシッター等の子育て支援のサービス利用に要する費用を、税制上の控除対象とする措置を講ずること。

(存続・改善 一所得税・法人税一)

2. 勤務環境(2)

雇用促進税制の適用期限延長及び拡充。

(存続等 一所得税・法人税一)

所得拡大促進税制の適用期限延長及び拡充

(存続等 一所得税・法人税一)

3. 健康予防

たばこ税の税率引き上げ。

(改善 ーたばこ税・地方たばこ税ー)

4. 医療施設・設備

中小医療機関の設備投資を支援するため、
器具備品及び建物附属設備についての
税制措置（特別償却若しくは税額控除）の拡充
又は新たな税制措置の創設。

（改善等 一所得税・法人税一）

※適用要件の一部は省略した。

厚生労働省所管

5. その他

社会保険診療報酬の所得計算の特例措置
(いわゆる四段階制)の存続。 (存続－所得税・法人税－)

平成30年度 医療に関する税制要望

= 重点項目 =

(手持ち資料)

平成29年8月

公益社団法人 日本医師会

重点項目

1. 医業経営
2. 勤務環境
3. 健康予防
4. 医療施設・設備
5. その他

1. 医業経営(1)

・消費税対策(1)

社会保険診療等に対する消費税について、
現行の制度を前提として、
診療報酬に上乗せされている仕入税額相当額を上回る
仕入消費税額を負担している場合に、
その超過額の還付が可能な税制上の措置を早急に講ずること。
(創設 ー消費税ー)

【趣旨】

・昨年3月、本会の医業税制検討委員会がとりまとめた答申を基本に、
現行の非課税制度を前提として、当局が診療報酬に仕入れ税額相当額として
上乗せしている2.89%を上回る仕入れ消費税額を負担している場合には、
超過額を税額控除または還付出来る新たな制度を、
税率10%への引き上げを待たずに早急に実現することを要望する内容です。
この要望内容で進めていくことを、日本歯科医師会、日本薬剤師会、
四病院団体協議会も、合意をしています。

1. 医業経営(2)

・消費税対策(2)

消費税対策(1)の措置が施行されるまでの間、青色申告書を提出する法人または個人が、医療の質の向上または生産性の向上に資する一定の固定資産を取得し医療事業の用に供した場合には、10%の税額控除または即時償却を認めるとともに、登録免許税・不動産取得税等の特例措置を創設すること。
(創設 一所得税・法人税・登録免許税・不動産取得税・固定資産税一)

【趣旨】

・消費税率10%引き上げが平成31年10月に延期され、平成30年度の社会保障財源の確保において様々な困難が予想される中で、医療機関の消費税負担、とりわけ設備投資による負担が一層深刻になると考えられます。
この問題は医療機関にとって経営の根幹にかかわる問題です。
そこで、設備投資による消費税負担を軽減する措置の創設を求めます。

1. 医業経営(3)

医業承継時の相続税・贈与税制度の改善。

- ①持分の定めのある医療法人に係る
相続税・贈与税の納税猶予制度の創設。
- ②個人に係る医業承継資産の課税の特例制度の創設。
- ③出資の評価方法の改善。(改善等 一相続税・贈与税一)

【趣旨】

- ・ 地域医療を確保するには、医療機関の円滑な事業承継がさらに図られ、医業水準の維持向上が期待できるものであることが望ましいといえます。
- ・ 特に、持分の定めのある医療法人について、
中小企業と同様の相続税・贈与税の納税猶予制度の創設や、
出資の評価方法の改善を求めます。
- ・ また、個人についても医業承継資産の課税の特例制度創設を求めます。

1. 医業経営(4)

社会保険診療報酬に対する事業税非課税存続。
(存続 一事業税一)

医療法人の事業税について特別法人としての軽減税率課税存続。
(存続 一事業税一)

【趣旨】

- ・事業税の特例は、6～7ページの「医師会員の行う公共性の高い主な事業」で明らかなように、医療機関や医療法人のもつ公共性に対する措置として当然のものです。
- ・医療法人は剰余金の配当が禁止されるなど非営利の法人であり、地域医療の中核的な担い手のひとつとして公益性の高い法人でもあることから、農協・生協・信用金庫など他の特別法人と同様の軽減措置は当然の措置です。

医療機関・医師の行う公共性の高い事業・活動の例（１）

No.	主な根拠法令等	名称	No.	主な根拠法令等	名称
1	医療法第42条の2	社会医療法人	33	健康保険法等	地域連携夜間・休日診療料（救急医療の確保）
2	医療法第4条	地域医療支援病院	34	健康保険法等	開放型病院共同指導料
3	医療法第30条の4	医療計画において医療機関等の具体的な名称が記載されている病院（4疾病5事業）	35	健康保険法等	介護支援連携指導料（医療と介護の連携）
4	救急病院等を定める省令	救急告示病院	36	健康保険法等	地域連携診療計画管理料、地域医療診療計画退院時指導料 地域連携クリティカルパス（計画管理病院と連携医療機関）
5	医師法第16条の2	臨床研修指定病院	37	健康保険法等	がん治療連携計画策定料（計画策定病院と連携医療機関）
6	精神科救急医療体制整備事業	精神科救急医療施設	38	健康保険法等	認知症専門診断管理料（認知症疾患医療センター）
7	精神科救急医療体制整備事業	精神科救急医療センター	39	健康保険法等	救急救命管理料
8	その他、各制度に基づく指定医療機関	〇〇指定医療機関（労災保険診療（指定医療機関）、公害健康被害に係る診療（指定医療機関）など）	40	健康保険法等	診療情報提供料（医療機関の連携、市町村への情報提供）
9		医師会が運営する救急医療施設への参加	41	健康保険法等	在宅療養支援診療所・病院
10		休日等の輪番制への参加	42	健康保険法等	救急搬送診療料
11		休日医科診療事業の実施	43	健康保険法等	外来化学療法加算
12		小児初期救急平日夜間診療事業の実施	44	健康保険法等	DPC（新たな機能評価係数の導入）地域医療指数（地域医療への貢献に係る評価）
13		休日全夜間診療事業の実施	45	学校保健安全法	学校医（小学校・中学校・高校・養護学校）
14		電話医療相談協力医	46	学校保健安全法	学校結核対策委員会
15	健康保険法等	開放型病院	47	学校保健安全法	園医（幼稚園）
16	健康保険法等	地域連携クリティカルパス	48	児童福祉法	園医（保育園）
17	健康保険法等	計画管理病院	49		児童虐待に関する委員会
18	健康保険法等	連携保険医療機関	50		長期基本計画審議会
19	健康保険法等	在宅療養支援病院・診療所	51	介護保険法	もの忘れ相談事業の実施
20	健康保険法等	初診料 夜間・早朝等加算（病院勤務医の負担軽減）	52	介護保険法	介護認定審査会
21	健康保険法等	再診料 地域医療貢献加算（病院勤務医の負担軽減）	53	介護保険法	介護保険審査会
22	健康保険法等	救急搬送患者地域連携紹介加算（地域の救急搬送受入れの評価）	54	介護保険法	主治医意見書作成
23	健康保険法等	救急搬送患者地域連携受入加算（地域の救急搬送受入れの評価）	55	介護保険法	介護保険事業計画委員会
24	健康保険法等	救命救急入院料（都道府県が定める救急医療計画に基づく病院など）及び充実度評価の加算（救命救急センターの評価）	56	介護保険法	介護予防ケアマネジメント評価委員会
25	健康保険法等	総合周産期特定集中治療室管理料（都道府県知事が認めた病院）	57	介護保険法	介護サービス事業者交流会
26	健康保険法等	一類感染症患者入院医療管理料（感染症法に規定する患者の受入れ）	58	介護保険法	地域密着型サービス運営委員会
27	健康保険法等	療養病棟入院基本料・有床診療所療養病床入院基本料 救急・在宅等支援療養病床初期加算（急性期病院の後方支援）	59	介護保険法	地域包括支援センター運営協議会委員
28	健康保険法等	有床診療所入院基本料 有床診療所一般病床初期加算（急性期病院の後方支援）	60	介護保険法	介護保険かかりつけ医（主治医）意見書研修
29	健康保険法等	救急医療管理加算・乳幼児救急医療管理加算（二次救急医療機関等の評価）	61	介護保険法	認知症サポート医要請研修
30	健康保険法等	がん診療連携拠点病院加算（がん診療連携、地域がん登録）	62	がん対策基本法	がん検診
31	健康保険法等	地域医療支援病院入院診療加算	63	健康増進法	健康危機管理対策連絡会議
32	健康保険法等	地域連携小児夜間・休日診療料（救急医療の確保）	64	健康増進法	健康推進事業（健康教育、健康相談、健診、保健指導等）に関わる医師派遣

医療機関・医師の行う公共性の高い事業・活動の例（2）

No.	主な根拠法令等	名称	No.	主な根拠法令等	名称
65	健康増進法	栄養改善プログラム事業	97	予防接種法	予防接種による健康被害についての委員会
66	健康増進法	糖尿病対策推進会議活動への参加	98	予防接種法	予防接種方法に関する委員会
67	公害健康被害の補償等に関する法律	ぜん息児水泳教室医師派遣	99		自治体が独自に行う法定外予防接種
68	公害健康被害の補償等に関する法律	ぜん息キャンプへの主治医意見書作成協力	100	労働安全衛生法	地域産業保健センターの登録医
69	公害健康被害の補償等に関する法律	公害診療報酬等審査会委員	101	感染症の予防等に関する法律	感染症診査協議会
70	公害健康被害の補償等に関する法律	公害健康認定審査会委員	102	感染症の予防等に関する法律	感染症定点観測調査委員、感染症発生報告
71	原子爆弾被害者に対する療養に関する法律	財団法人広島原爆障害対策協議会・財団法人長崎原子爆弾被害者対策協議会の活動への参加	103	感染症の予防等に関する法律	インフルエンザ流行時の保健所での対応など
72	国民健康保険法	国民健康保険運営協議会	104	感染症の予防等に関する法律	エイズに関する委員会
73	国民保護法	国民保護会協議会委員	105	高齢者の医療の確保に関する法律	老人保健連絡協議会・幹事会
74	災害対策基本法	防災会議	106	高齢者の医療の確保に関する法律	おとしより保健福祉センター運営協議会
75	死体解剖保存法他	警察医・監察医	107	高齢者の医療の確保に関する法律他	法定の健診
76		刑務所・少年刑務所・拘置所・少年院・少年鑑別所の医師（法務省）	108	次世代育成支援対策推進法	次世代育成推進行動計画推進協議会
77	障害者自立支援法	障害者地域自立支援事業運営協議会	109		人権擁護委員会
78	障害者自立支援法	障がい者介護給付費等審査会委員	110		裁判所調定委員
79	障害者自立支援法	協力医	111		公安委員会
80	障害者自立支援法	障がい福祉計画策定委員会	112		相談事業
81	男女共同参画基本法	男女平等参画審議会	113	自殺対策基本法	かかりつけ医うつ病対応能力向上研修会参加
82		各種健診事業（学校、各種がん、小児、乳幼児（母子保健法）、心臓など）	114	精神保健福祉法	精神保健指定医研修会
83	地域保健法	女性の健康支援あり方勉強会	115		病児・病後児保育の実施
84	地域保健法	親子支援事業乳幼児コース講座及び健康相談	116		社会福祉協議会理事会
85	地域保健法	親子支援事業プレマプレバパコースでの講座	117		観光協会総会役員会
86	地域保健法、社会福祉法	地域保健福祉問題懇話会	118		市民マラソン運営部会
87	地域保健法、社会福祉法	地域福祉活動計画策定委員会	119		市民マラソン救護所へ医師派遣
88	地域保健法、社会福祉法	健康福祉センター市民講座へ講師派遣	120		花火大会運営委員会・運営幹事会
89	地域保健法、社会福祉法	健康福祉センターでの4ヶ月児健康診査	121		花火大会救護所へ医師派遣
90	地域保健法、社会福祉法	健康福祉センターでの3歳児健康診査	122		花火大会後方支援病院の協力
91	地域保健法、社会福祉法	健康福祉センターでの市民健康相談（一般・女性）	123		ふれあい祭り協賛、医師派遣
92	地域保健法、社会福祉法	健康福祉センターでの経過観察健康診査	124		市民まつり参加
93	地域保健法、社会福祉法	健康福祉センターでの小規模事業場健康向上事業	125		健康ネット博参加
94	地域保健法、社会福祉法	健康福祉センターでの基本健康診査（診察・結果）	126		地区ネットワーク会議委員
95	特別児童扶養手当等の支給に関する法律他	障がいに基づく手当等の判定医			
96	予防接種法	法定の予防接種			

2. 勤務環境(1)

少子化対策及び、病院等に勤務する医療従事者の子育て支援並びに勤務環境を改善するため、下記の措置を講ずること。

- ①くるみん税制の適用期限を延長するとともに、拡充すること。
- ②ベビーシッター等の子育て支援のサービス利用に要する費用を、税制上の控除対象とする措置を講ずること。

(存続・改善 ー所得税・法人税ー)

【趣旨】

- ・少子化対策は、わが国の喫緊の課題であり、若い世代が結婚し子どもを産み育てやすい環境や子育て中の女性が働きやすい環境を整備するため、事業所内託児所等の設置を支援する「くるみん税制」の延長・拡充を要望します。
- ・また、地域医療確保のため、医療従事者の子育て支援及び勤務環境改善を図る目的で、保育に要する費用を、税制上の控除対象とする措置を講じることを要望します。

2. 勤務環境(2)

雇用促進税制の適用期限延長及び拡充。

(存続等 一所得税・法人税一)

所得拡大促進税制の適用期限延長及び拡充

(存続等 一所得税・法人税一)

【趣旨】

- ・医療機関には、全国で300万人以上が従事しているとされており、かつ、医療には高い雇用誘発効果があります。医療は成長分野であり、特に医療従事者の比率が高い地方では経済成長を促し、地方創生への多大な貢献へとつながると考えられます。そこで、中小医療機関の雇用者数の増加を支援するため、雇用促進税制の適用期限の延長・拡充要望します。
- ・少子高齢化の下での日本経済の持続的成長のためには、収益の増加、賃金・雇用の拡大を伴う成長と分配の好循環を地域の中堅・中小企業にもたらすことが重要です。そこで、中小医療機関の賃上げを支援するため、所得拡大促進税制の延長・拡充を要望します。

3. 健康予防

たばこ税の税率引き上げ。

(改善 ーたばこ税・地方たばこ税ー)

・喫煙による健康被害は科学的に明らかであり、
「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の批准国としても、
たばこ価格の引き上げによるたばこ規制が求められています。
また、非喫煙者、とくに働く若い人を受動喫煙による健康被害から守る等、
国民の健康推進の観点から、たばこの消費を抑制しつつ、
財政物資として必要な財源を確保するためには、さらなる税率引き上げが必要です。
そこで、葉タバコ農家への影響を踏まえた措置を講じることを前提として、
税率の引き上げを要望します。

4. 医療施設・設備

中小医療機関の設備投資を支援するため、
器具備品及び建物附属設備についての
税制措置（特別償却若しくは税額控除）の拡充
又は新たな税制措置の創設。

（改善等 一 所得税・法人税一）

- ・12ページは、医療・介護からみた設備投資減税のイメージ図です。
中小企業経営強化税制の医療業・介護事業等についての対象設備から、
医療用機器及び建物附属設備が除外されています。
また、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象業種から、
医療業が除外されています。
- ・このような医療業等に対する不利な扱いは、中小企業の活性化を目的とする
これらの税制の趣旨に反するものです。
- ・そこで、中小医療機関の設備投資を支援するため、
税制措置の拡充又は新たな税制措置の創設を要望します。

※適用要件の一部は省略した。

厚生労働省所管

5. その他

社会保険診療報酬の所得計算の特例措置
(いわゆる四段階制)の存続。 (存続－所得税・法人税－)

【趣旨】

- ・社会保険診療に対する適正で合理的な診療報酬制度が確立されていない現状で、小規模医療機関の経営の安定を図り地域医療に専念できるようにするには、いわゆる四段階制による所得計算の特例措置は欠かすことのできないものです。

平成30年度税制改正 スケジュール見通し (注)

H29.8.28

8月	・ 日医、税制要望公表。 ・ 各省庁が税制要望を8月末までにとりまとめ。
9月	・ 与党税調、自民党医療と税制に関するPTでの検討本格化。 ・ 全国知事会、税制要望公表。
11月	・ 自民党厚労部会で税制要望案とりまとめ。 ・ 自民党税調で○×審議。
12月	・ 与党税調において税制改正大綱とりまとめ。 ・ 税制改正大綱（自民党・公明党）の決定。

(注) 上記は、8月28日時点での、日医事務局による見通しです。

※平成29年8月時点

税制改正の協議プロセス

